

税務その他に関する新しい法令およびガイダンスの最新情報

2018年8月



JAN

02

03

APR

05

06

JUL

08

09

OCT

11

12

コンテンツ

今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、以下の内容に関する重要な最新情報をご案内させていただきます。

1.



ベトナム標準産業分類の公布に関する首相決定Decision 27/2018/QD-Ttg

2.



社会保険料徴収手順などに関する規定を改正するDecision 888/QD-BHXH

3.



事前に金額を定められないシフト手当、皆勤手当は強制社会保険料の計算根拠に含まれない

4.



外国契約者税の税額計算に使用する為替レート

5.



販売者の電子署名が無い電子インボイスは認められない

6.



試用期間中の個人所得税源泉徴収

7.



全日制小学校の生徒・教員に対する昼食サービスに関わる付加価値税

8.



借入れの場合の関連者間取引価格



1. ベトナム標準産業分類の公布に関する首相決定 Decision 27/2018/QD-Ttg

ベトナム標準産業分類体系の公布に関する2018年7月6日付け首相決定Decision 27/2018/QD-Ttgが発行されました。この決定は、2018年8月20日から施行され、2007年1月23日付け Decision 10/2007/QD-TTgにより公布されていた従来の分類体系は廃止されます。

これによれば、この決定による新しい分類体系も、従来と同様に、5つのレベルの分類から構成されていますが、レベル4とレベル5の分類では、多くの新しい産業分野が追加されています。具体的には、レベル4の分類では437種類から486種類へ、レベル5の分類では642種類から734種類へと、実情に沿った形で産業分野が増えています。詳細は、Decision 27/2018/QD-Ttgの別表Iをご参照下さい。

また、新しい標準産業分類定型では、重要な概念に関する説明と分類された業種毎の経済活動に関する説明が追加されています。

2. 社会保険料徴収手順などに関する規定を改正する Decision 888/QD-BHXH

2017年4月14日付け決定Decision 595/QD-BHXHで規定されている社会保険、健康保険、失業保険の徴収手順、附則および様式を改正する2018年7月16日付け Decision 888/QD-BHXH (以下Decision 888)が発行されました。施行日は2018年7月1日です。Decision 888で注意すべき内容としては、いくつかの附則および様式(附則01、附則03、様式TK1-TSなど)の改正、納付遅延金利に関する追加規定、そして、特に、支店の社会保険料納付場所に関する規定があります。具体的には、Decision 888では、企業の支店が本店所在地で社会保険料を納付できる場合を補足しています。したがって、この決定によれば、企業の支店は、支店の活動地域で社会保険料を納付するか本店所在地で納付するかを選択することができます。従来は、支店での社会保険料は支店所在地で納付する必要がありました。

3. 事前に金額を定められないシフト手当、皆勤手当は 強制社会保険料の計算根拠に含まれない

2018年1月1日以降の強制社会保険料計算根拠となる給与額に関するガイダンスとして、2018年7月30日付けOfficial Letter 3016/LDTBXH-BHXHが労働・傷病兵・社会省から発行されました。これによれば、会社が労働者に支払うシフト手当および皆勤手当が、労働契約で合意している給与額と共に具体的金額を事前に定められない場合、強制社会保険料の計算根拠に含まれる「その他補足項目」には該当しません。

従って、具体的金額を事前に定められて、かつ、労働契約で合意している給与額と共に恒常的に支払う手当は、強制社会保険料の計算根拠に含まれる「その他補足項目」に該当すると解釈されます。



4. 外国契約者税の税額計算に使用する為替レート。

外国契約者税の税額計算に使用する為替レートに関するガイダンスとして、2018年7月10日付けOfficial Letter 48097/CT-TTHTがハノイ市税務局から発行されました。これによれば、2015年1月1日以降は、在ベトナムの商業銀行に口座を開設している外国契約者は、外貨建ての売上が生じた場合、送金を受けた日の口座開設銀行が提示する買いレートでベトナム・ドンへ換算して税額を計算します。

外国契約者がベトナムに口座を開設しておらず、ベトナム側が在ベトナム銀行に開設している口座から外貨(米ドル)での売上の送金を得た場合、ベトナム側の口座開設銀行が提示する売りレートを適用して換算し税額を計算します。

米ドル以外の外貨からのベトナム・ドンへの換算については、2015年12月31日付けDecision 2730/QD-NHNN第3条の規定に従いその他外貨とのクロス・レートを 사용합니다。

これまで、2018年3月27日付けハノイ市税務局Official Letter 11950/CT-TTHTに基づいて、ベトナムで口座を開設していない外国契約者の税額計算については、平均インターバンク・レート(2015年1月4日から2016年1月4日までの期間)またはベトナム・ドンの対米ドル基準レート(2016年1月4日後)を使用していましたが、今回のOfficial Letterにより、従来のガイダンスは廃止されます。今回のガイダンスは、以前に弊社ニュースレターでご紹介させて頂いた2017年10月6日付け税務総局ガイダンスOfficial Letter 4587/TCT-CSIに沿った内容になっています。



5. 販売者の電子署名が無い電子インボイスは認められない。

会社の税務申告納税を目的とする電子証憑(電子インボイス)使用に関する2018年7月17日付けOfficial Letter 2796/TCT-DNLが税務総局から発行されました。これによれば、外国のサプライヤーにより発行された電子証憑、具体的には電子インボイスを使用、保存し、かつ、会社の電子購買システムにより管理されているけれども、販売者の電子署名が無い場合、規定により税務申告納税を目的とするこれら証憑の使用は認められません。



6. 試用期間中の個人所得税源泉徴収。

試用期間中の個人所得税源泉徴収に関するガイダンスとして、2018年7月9日付けOfficial Letter 47484/CT-TTHTがハノイ市税務局から発行されました。このガイダンスによれば、試用期間中の給与所得は、累進税率または10%の税率が適用されますが、どちらが適用されるかは試用期間後に労働契約を締結するか否かによります。

試用契約の終了後に会社が3ヶ月以上の期間での労働契約締結を決定した場合、使用期間中の所得も含めて累進税率による税額を源泉徴収します。

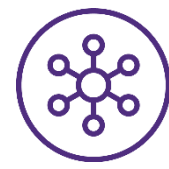
逆に、試用期間後に会社が労働契約を締結しない場合、その都度の支払い金額が2百万VNDであれば試用期間中の給与所得からは10%の税率で源泉徴収します(当該所得が源泉徴収対象となる唯一の所得であり、かつ、基礎控除・扶養控除後には課税所得が無い旨の誓約書を試用期間中の労働者が提出できる場合は除く)。



7. 全日制小学校の生徒・教員に対する昼食サービスに関わる付加価値税。

全日制小学校の小学生・教員へ提供する昼食サービスに対する付加価値税に関して、2018年6月22日付けOfficial Letter 2514/TCT-CSが税務総局から発行されました。

これによれば、小学校に対して生徒および教員への昼食サービスを提供する契約を締結した場合、このサービスは付加価値税10%の課税対象となります。一方で、食事代、生徒の送迎代、その他費用について、小学校が実費を徴収して生徒側に代わって支払う場合、これらの徴収は付加価値税の課税対象とはなりません。



8. 借入れの場合の関連者間取引価格。

関連者からの借入れの場合の関連者間取引価格に関するガイダンスとして、2018年6月22日付けOfficial Letter 8810/CT-TT&HTがハイフォン市税務局から発行されました。これによれば、関連者からの借入れがある場合、その借入れについての関連者間取引価格は金利になります。従って、関連者間取引としての借入れに関わる関連者間取引価格には元本額は含まれないと解釈することができます。

Contacts

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton Vietnam の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton Vietnam からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは
下記サイトへアクセス下さい。

grantthornton.com.vn

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
National Head of Tax
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

満重 弘 (Hiroshi Mitsushige)

Manager – Japanese Desk
D +84 24 3850 1689
E hiroshi.mitsushige@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street, Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director – Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong

Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt.com

